2006.7.3 北大職組

# 大学は寒冷地手当２万円削減の凍結を提示

## －寒冷地手当不当引下げに対する道労委での和解交渉－

### □　北海道労働委員会への救済申立の経過と和解交渉

組合は、2004 年 10 月の寒冷地手当の一方的な引き下げに関して、大学の不誠実な交渉姿勢は不当労働行為に当たるとして北海道労働委員会（道労委）に救済の申し立てを行いました。以降、2005 年 12 月の基本給の引き下げなどに対する追加申し立てを含め、５回にわたる審問の場で大学の姿勢を追求してきました。審問への傍聴参加者は延べ 206 人に及びました。

これに対し、道労委は今後の労使関係の正常化の観点から当事者間の和解を示唆しており、６月２６日には道労委の会議室での異例の団体交渉が行われました。

### □　和解交渉に当たっての組合の立場

組合側は、事前に(1)せめて寒冷地手当のこれまでの２年分の削減額の半額程度に当たる４万円を一時金として支払うこと、(2)今後の労働条件の変更に当たっては十分な時間と関係資料を示し誠意をもって協議すること、という和解案を提示しました。しかし、大学は不当労働行為の事実を認めず、一時金の支払いも拒否しました。ただし、対立点は留保したうえであれば、今後の労使関係の正常化のために、和解案を提示する用意があるとの考えを示しました。組合としては、不当労働行為の事実については譲れないが、この間の我々の運動の中で労使関係の改善が一定の進展をみせていること、道労委が労使関係の正常化のための和解へのイニシアチブを取っていることを踏まえ、大学側による和解案の具体的交渉に応じることとしました。

### □　大学の２万円削減凍結案と組合の要求

大学案は、(1)０６年度に実施予定の「寒冷地手当の逓減」は行わず、これを凍結（先送り）する、(2)凍結解除の方法とその後の削減実施については一方的に行わず、組合と誠意を持って協議する、の 2 点です。凍結による今年度の寒冷地手当の支給総額の具体的な増額は、2 級地である札幌の場合は世帯主で扶養家族がある場合は 2 万円、扶養なしで 2000 円、親と同居などのその他の職員は 0 円です。組合はこの提案を多くの教職員が２万円のプラスとなるものと受け止めますが、０４年度と０５年度の不当労働行為に関する和解条件である以上、不利益を受けたすべての対象者にその回復が図られるものでなくてはなりません。組合は、すでに削減措置が終了済みの職員をも含む一律支給の要求、「凍結」による削減の先送りではなく削減自体の中止、および今後の労使交渉のルールの確認などを求めて引き続き交渉を継続していきます。

### □　団体交渉へ皆さんの支援を！

組合は、さしあたり次回７月１９日の調査日を目途として、和解による全面的解決をめざして団体交渉を精力的に行います。

要求の実現には、全教職員の意思の反映が必要であり、今、多くの皆さんに組合に加入して頂き、組合が更に力を付けることが非常に重要です。

## 組合への加入、これこそが要求実現への道です！！

北海道大学教職員組合

電話／FAX　011-746-0967

http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai